

藤農発第218-15号

令和6年10月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤岡市長 新井 雅博

市町村名 (市町村コード)	藤岡市 (209)
地域名 (地域内農業集落名)	美九里南部地域 (保美、三本木、高山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月21日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

保美地区では、土地改良事業が実施されており、集積・集約化が進んでいくと思われるが、そもそも担い手が少ない地域である。野生鳥獣の被害も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手が少ないとから新規就農者、企業的経営体等の多様な担い手を受け入れるための体制を整える。

特に保美地区においては、土地改良事業に伴い参入予定の新たな担い手が定着できるよう、農地利用の最適化を図る。

既存の施設園芸ハウス（トマト）については、引き続き現状の担い手での耕作を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.5 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者、認定新規就農者、集落営農等の担い手を中心に集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図の実現に向け、中間管理事業を活用し段階的に担い手への集積を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
保美地区：R4～ 保美土地改良事業（県） 三本木、高山地区：担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業等の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手確保のため、新規就農者等多様な経営体を積極的に受け入れる。 また、市、県、農協等が一体となり、新規就農者の安定的な農業経営実現のためのサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①市の有害鳥獣被害対策事業を活用し、防護柵等の設置を進めるほか、被害発生時には藤岡市及び猟友会と連携し駆除等の対応を行う。主な被害鳥獣：アライグマ、タヌキ、ハクビシン、シカ、イノシシ
- ②露地ナスなど野菜栽培では、基肥削減、天敵利用による減農薬を推進する。
- ③水田農業においては、ドローン利用による小麦赤かび病防除を進める。
- ⑨地域内で生産される堆肥を露地野菜栽培に活用している事例がある。